

東京都児童相談所一時保護所

支援改善検討会報告書

令和2年3月

東京都児童相談所一時保護所

支援改善検討会

## 目 次

報告書のまとめにあたって	2
一時保護所について	5
第1章 東京都児童相談所一時保護所の状況	6
第2章 今後の取組	
支援の基本的な考え方	13
1 児童に対する支援力の向上	18
2 児童が安心を実感できる環境づくり	21
3 個別的な支援のあり方	23
4 学習環境の充実	25
5 余暇活動・外出の充実	27
6 私物所持のあり方	29
7 改善につなげる仕組みづくり	31
8 ケースワークとの連携強化	33
参考資料	35

## 報告書のまとめにあたって

- 一時保護は、児童の安全の迅速な確保、適切な保護を行い、児童の心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、児童の最善の利益を最優先に考慮して行われるものです。
- 「児童の権利に関する条約」第3条には、児童に関するすべての措置に当たっての最善の利益の考慮について規定され、「児童福祉法」第1条には、この条約に則った児童の福祉の保障について規定されています。
- これらも踏まえ、都では、「児童の人権を守り、児童にとって最善の利益を考えます。児童福祉の理念と児童育成の責任の原理を大切にします。」を理念とし、一時保護所を運営しています。
- 一方、一時保護所の現場では、日々、様々な背景をもつ児童が入退所し集団構成が変化しており、時に粗暴、非社会性などの課題を抱える児童も入所することがあります。
- また、近年、虐待の相談件数が増加の一途を辿るとともに、警察による身柄通告の数も増加していることから、保護人数は恒常的に定員を超過し、一時保護所のひっ迫状況が続いています。
- 児童の安全・安心を支える一時保護所の職務は、高い専門性が必要とされますが、一時保護所のひっ迫状況も相まってその困難さを増しています。  
日々の一時保護所の運営は、職員一人ひとりの援助技術や懸命な努力、職場のチームワークによって支えられている状況です。
- こうした中、平成30年に発出された厚生労働省の「一時保護ガイドライン」では、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であること、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要なことが示されました。
- また、令和元年7月29日付厚生労働省子ども家庭局長通知「一時保護中の子どもの権利擁護について」では、権利侵害に当たる例として、「子どもの状況や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けること」などが改め

て示されました。

- 一方、都においては、一時保護中の児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図るための「外部評価」や、児童から直接相談を受け権利擁護の視点から児童相談所への助言を行う「第三者委員制度」を開始するなど、全国に先駆けて一時保護所の生活の質の向上に向けた取組を行ってきました。
- 昨年3月には、一時保護所第三者委員から都に対し、慢性的な定員超過やスペースの不十分さなどへの問題提起とともに、「子どもの『管理』」に重点が置かれており、子どもの声を聴き、子どもの自己決定を尊重し、子どもに対する権利侵害をできる限り少なくするという視点到欠している」等の意見が出されました。
- 第三者委員から指摘された内容については真摯に受けとめ、また、一時保護ガイドラインや子ども家庭局長通知を踏まえ、更に高い人権意識や専門性をもって一時保護所を運営することが求められています。
- 同時に、これまで一時保護所の現場が築いてきた援助技術や創意工夫、努力してきた取組も踏まえながら、一時保護児童への支援の向上に努めることが必要です。
- こうした背景をもとに、本検討会では、今般一時保護所に求められる役割を改めて考えながら、上述の「一時保護所の理念」が、各一時保護所において、より実効性のある形で実践されるよう、8項目をテーマとして取り上げて検討し、具体的な改善案を提示しました。
- 本検討会は、一時保護所関係職員をはじめ相談援助部門の児童福祉司や医師、心理職などをメンバーとし、オブザーバーとして弁護士、学識経験者にも参加していただきました。また、児童相談所長会にも適宜意見を聞きながら、議論を進めてきました。
- 本報告書に盛り込まれた改善内容については、今年度内に制定する「一時保護要領」と「一時保護所運営の手引」改定版に反映していきます。
- 現在、都内には7つの一時保護所がありますが、建物の構造や間取りなどのハード面の違いや定員規模、入所児童の年齢構成の違いなど、各所の実情は様々です。

- 具体策の実施については、「全所がすぐに行うもの」、「試行し、その効果も踏まえながら各所が段階的に進めるもの」のほか「各所の特色に応じて独自に行うもの」など、各所の実情に応じて改善を進めていきますが、全所が可能な限り迅速に取り組むよう、全力を尽くすことは言うまでもありません。
- 一時保護所が、児童の安全と安心を保障し、一人ひとりの児童の現状に応じた適切な支援ができるよう、また児童が退所後、もし再び困難に直面したときにも安心して入所してもらえる場となるよう、我々児童相談所は一致団結して不断の努力を続けていかなければなりません。
- そのため、本検討会は今後も、実施状況を進行管理しながら、一時保護所の改善について議論を継続していきます。
- 最後に、都内一時保護所は、定員（現在237名）を恒常的に超過する厳しい現状が続いています。こうしたひっ迫状況が高じれば、なによりも、限られたスペースでの生活を余儀なくされる児童にストレスが生じるとともに、対応する職員が安全な環境を支えることだけで精一杯となり、児童に丁寧に向き合い、ケアの充実に努める時間がなかなか取れなくなるなど、児童の支援に影響が生じかねません。
- 児童が帰宅する際の家庭環境や地域の支援体制の調整、家庭から離れて暮らす場合の受け入れ先の決定などに時間を要することから、現状の一時保護所における平均保護日数は全国平均30日のところ、都内では40日を超えており、このことも一時保護所のひっ迫の原因となっています。  
加えて、一時保護日数の長期化は、当該保護児童の権利擁護の観点からも、望ましくありません。
- そのため、今後の一時保護の需要や、特別区の児童相談所設置状況等を踏まえ、必要な一時保護所の定員を確保していきます。
- また、一時保護所職員の配置基準の明確化や財政支援など児童相談所の体制強化を今後とも国へ強く要望していくとともに、都としても一時保護所の体制強化を図り、一時保護児童の支援の向上や保護日数の短縮化に全力で取り組んでいきます。

令和2年3月

## 一時保護所について

### 1 一時保護所の設置根拠

児童福祉法第12条の4の規定に基づき、児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（一時保護所）を設けなければならない。

### 2 一時保護の主な機能

#### ① 緊急保護

- ・ 迷子、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために保護する必要がある場合、
- ・ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ・ 子どもの行動が自己または他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から通告や送致のあった子どもを保護する場合

#### ② アセスメントのための一時保護

- ・ 適切かつ具体的な援助方針を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合

#### ③ 短期入所指導

- ・ 子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等により、他の方法による支援が困難とされる場合など

### 3 一時保護の期間

児童福祉法第33条第3項において、一時保護の期間は、原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長等が必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされている。

### 4 一時保護所の生活

- ・ 一時保護所は、入所期間が短期間であること、子どもに年齢差や問題の違い等があること、子どもの入所退所が頻繁であること等により計画的な運営には困難が多いが、子ども一人ひとりに合った支援を行う。
- ・ 個々の子どもの状態に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等を通して、徐々に生活習慣を身につくように支援する。
- ・ 子どもの年齢を考慮の上、卓球、バドミントン等のスポーツ活動、読書、テレビ等の室内遊戯等を計画し、子供の希望に応じて参加させる
- ・ 一時保護所は子どもの入退所が多いので、食事については、栄養のバランスはもちろん、子どもの嗜好にも十分配慮する。
- ・ 一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、基礎的な学力が身につけていない子どもがいるため、在籍校と連携を取りながら、子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行う必要がある。

### 5 一時保護時のケア・アセスメントの原則

一時保護のケアは短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。

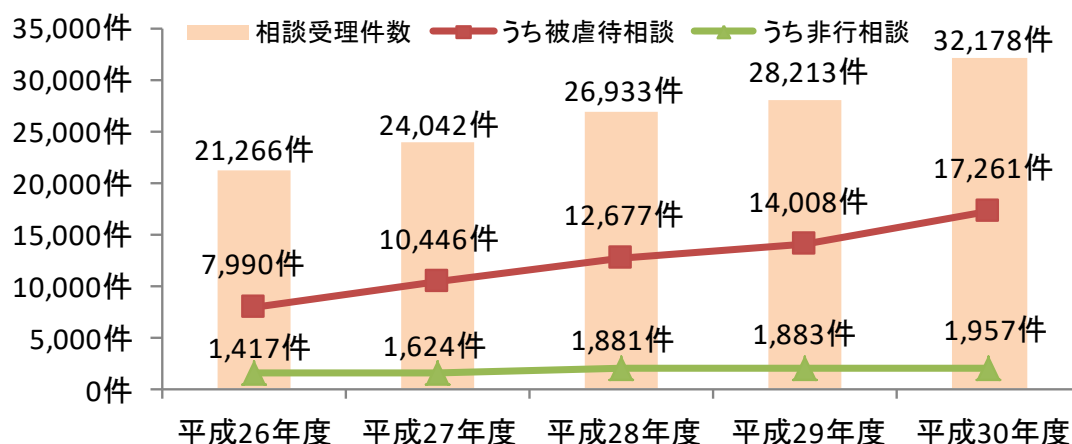
(参考) 平成30年7月6日 厚生労働省「一時保護ガイドライン」

# 第1章 東京都児童相談所一時保護所の状況

## 1 児童相談所の相談件数

### (1) 児童相談所の相談受理状況

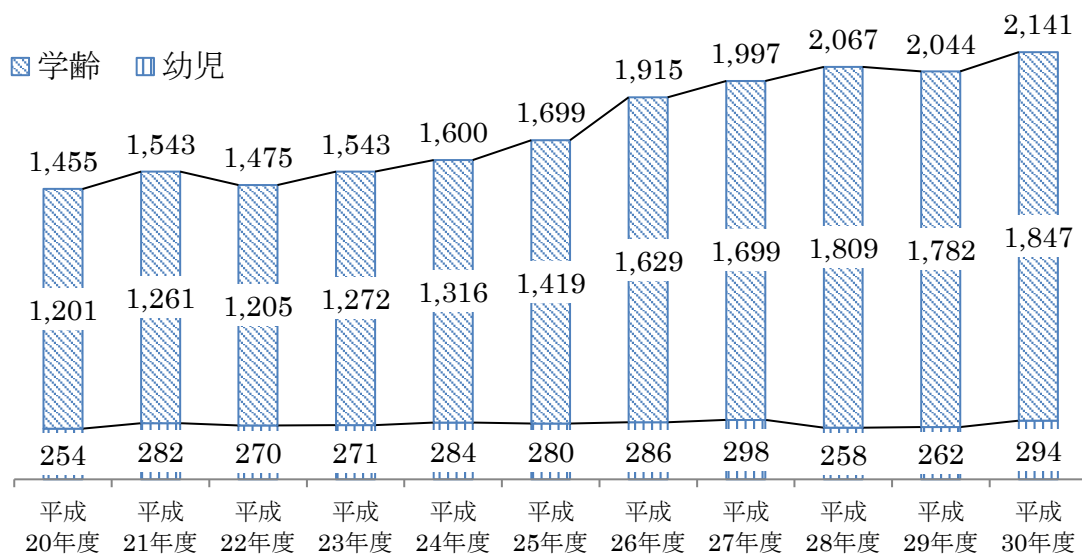
児童相談所が受理した相談件数（電話相談除く）は、一貫して増加しています。特に、被虐待相談は急増しており、5年間で2倍以上に増加しています。また、非行相談も、5年間で約1.4倍に増加しています



## 2 一時保護所の入所児童・職員

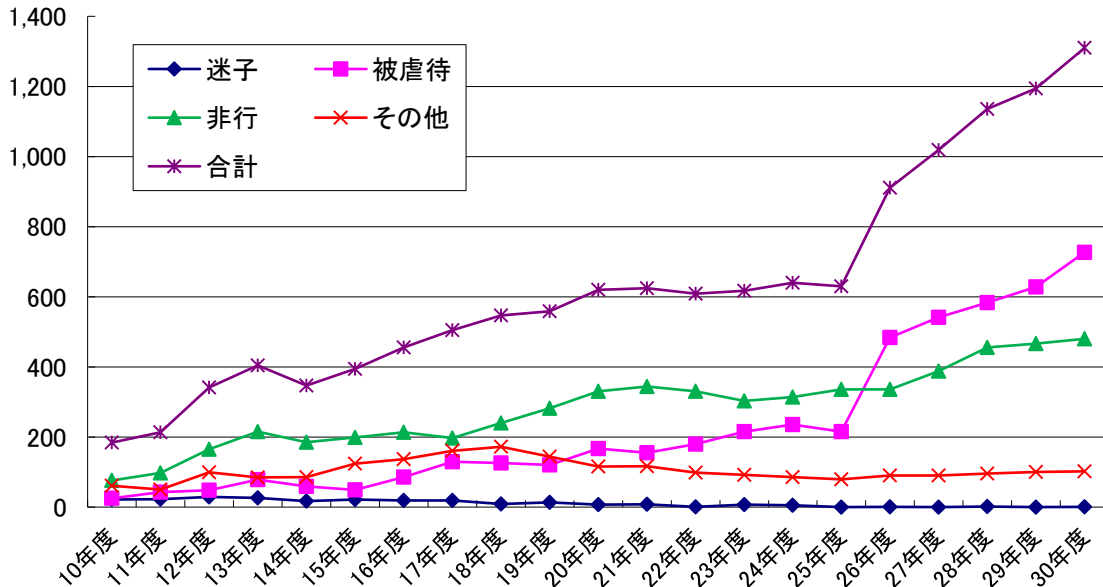
### (1) 新規入所人数

- 相談件数の増加に伴って、一時保護件数も増加しています。
- 特に近年では、学齢児の増加が大きくなっています。



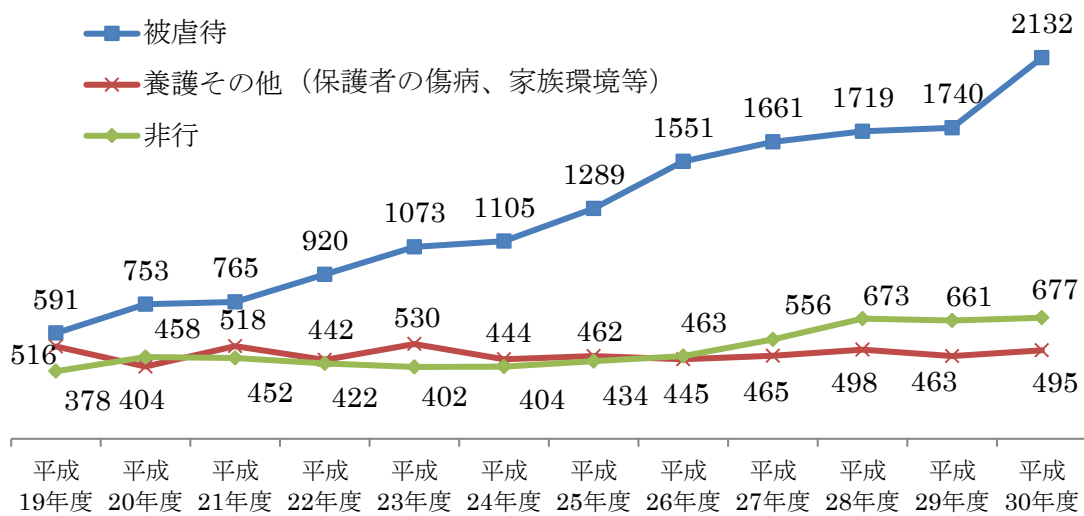
## (2) 身柄通告による入所人数

- 警察からの身柄通告による入所人数は増え続けており、特に被虐待のケースが近年大幅に増えています。



## (3) 主な一時保護理由

- 被虐待を主訴とする一時保護児童数は増加しています。
- 非行や被虐待以外の養護を主訴とする一時保護児童も毎年一定数います。



※ 新規一時保護所入所件数、新規一時保護委託件数の合計

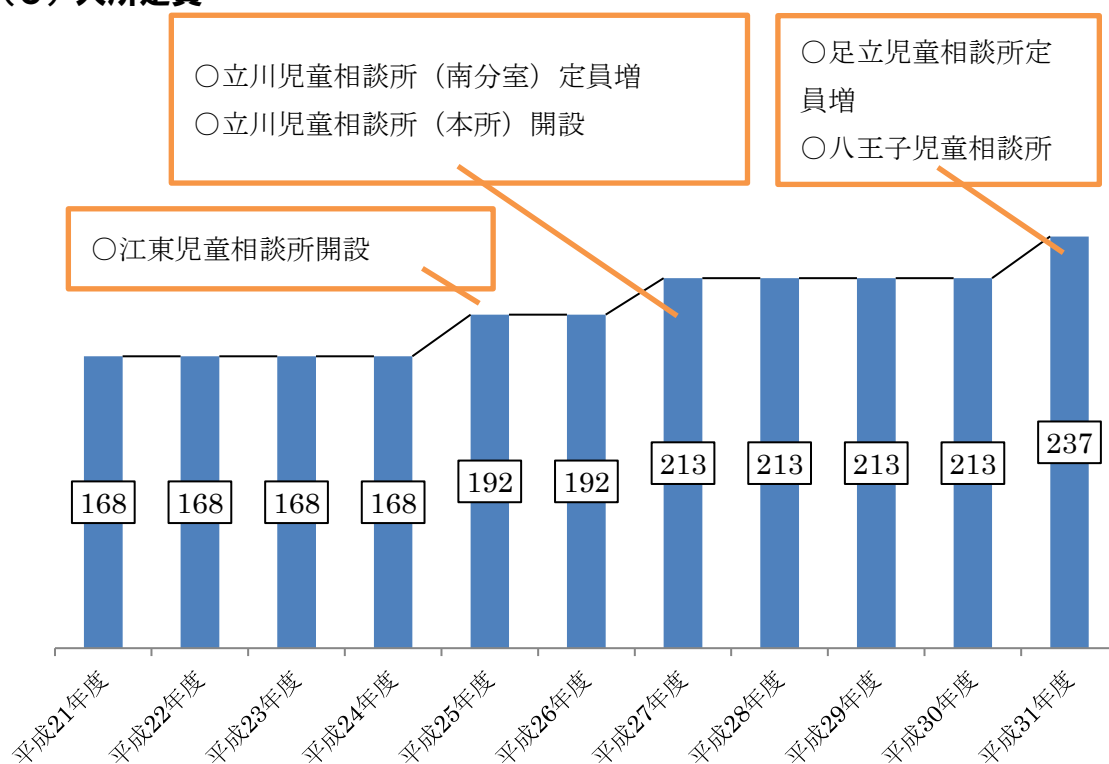


#### (4) 入所率・平均保護日数

- 緊急での一時保護が必要なケースも多く、一時保護所における年間平均入所率は100%超が常態化（平成29年度に最大の入所率だった月は、約121%）しています。
- 一人当たりの平均保護日数は40日を超える状況です。（全国平均29.6日：平成29年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入所定員 (A)	192人	213人	213人	213人	213人
一日あたり平均入所数 (B)	218.7人	226.6人	242.6人	232.3人	244.7人
平均入所率 (B/A)	113.9%	106.4%	113.9%	109.1%	114.9%
一人あたり平均保護日数	41.7日	41.3日	42.4日	41.9日	40.8日

#### (5) 入所定員



## (6) 職員数

○都内7か所の一時保護所に勤務する職員の定数等の合計は以下のとおり。

<常勤職員定数 (H31. 4. 1 時点) >

管理職	課長代理		福祉	看護師	栄養士・調理	事務	計
	保護(支援)担当	保護推進担当					
2	7	4	153	9	3	2	180

<非常勤職員設定数 (H31. 4. 1 時点) >

職名	設定数	職名	設定数
児童相談所心理職員	14	一時保護所管理業務支援員	4
児童相談所学習指導職員	24	児童相談所看護職員	1
一時保護所業務事務員 (保護所クラーク)	13	児童相談センター栄養士	3
医員(児童相談所)	6		

## (7) 職員増員の経過

各年度 4 月 1 日現在

		H13	H14	...	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
常勤	保護担当(夜間体制強化)																8人	6人
	保護推進担当課長代理															1人	4人	4人
	一時保護所心理指導担当課長代理																1人	3人
非常勤	児童相談所心理職員		5人		5人	5人	12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人	14人	14人	14人	14人	14人
	児童相談所学習指導職員					1人	3人	9人	10人	10人	19人	19人	21人	24人	24人	24人	24人	26人
	一時保護所業務事務員 (保護所クラーク)														8人	8人	13人	20人
	一時保護所管理業務支援員														1人	1人	4人	4人

※児童入所定員増に伴う常勤職員の増員

## (8) 入所児童の状況

平成30年度の入所児童の状況については、以下のとおりとなっています。

- 幼児は被虐待81%、養護19%、小学生は被虐待73%、非行14%、養護9%と、小学生までは被虐待が大半を占めています。
- 対して、中学生は被虐待47%、非行44%、高校生年齢の児童は被虐待48%、非行43%と、中学生以上の場合は、非行が約半数を占めています。
- 平成30年度の1人当たり平均保護日数は40.8日となっています。
- 約3人に1人が、発達遅れや発達の偏りを抱えていたり、トラウマ症状があったり、非行等で繰り返し保護されていたり、施設不調を起こしたなど、各々の特徴に合わせた配慮が必要な児童です。

### 3 一時保護所の運営等に関し外部の意見を聞く仕組み

#### (1) 外部評価

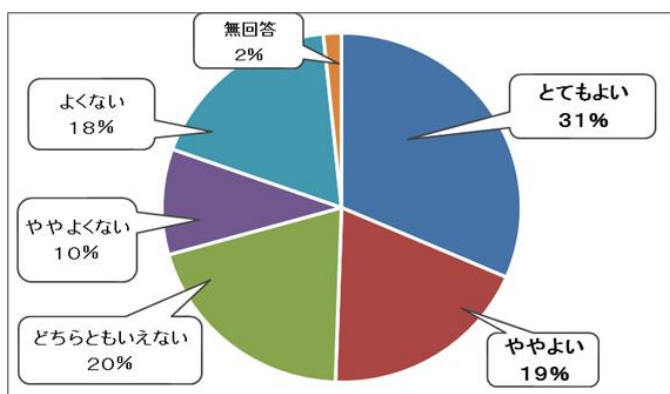
##### ◆ 概要

- 実施場所 都内7か所の一時保護所（平成28年度から本格実施）
- 受審方法 都の児童養護施設の手法及び項目を基本とし、一時保護所版の評価基準を作成の上、外部評価機関による外部評価を受審
- 調査頻度 全所で毎年実施

平成30年度の外部評価結果について

#### 利用者（子供）調査結果

##### 施設満足度



#### 全体の評価講評

##### 特に良い点

- 積極的な所外行事や外出など、地域資源を活用した支援を行っている。
- リラックスできる食事環境の整備や児童の特性に配慮した支援の実践など、児童の自主性を尊重し、一時保護所の生活が快適になるように様々な支援等の見直しを行っている。

##### 改善が望まれる点

- サービスの実施にあたり、会話の制限や食事中のルールの見直しなど、安心と安全のバランスを取りながらも社会の目線を基準とした支援方法の見直しにより、児童の生活支援の一層の充実を期待する。
- 支援の方法や考え方の確立を通して、次世代の人材育成や支援の専門性の一層の向上に期待する。

## (2) 第三者委員

### 概要

#### 【第三者委員の仕組】

一時保護所入所児童が児童相談所職員以外の第三者と相談できる機会を確保することで、児童の権利を擁護し、一時保護所生活の質の向上を図る。

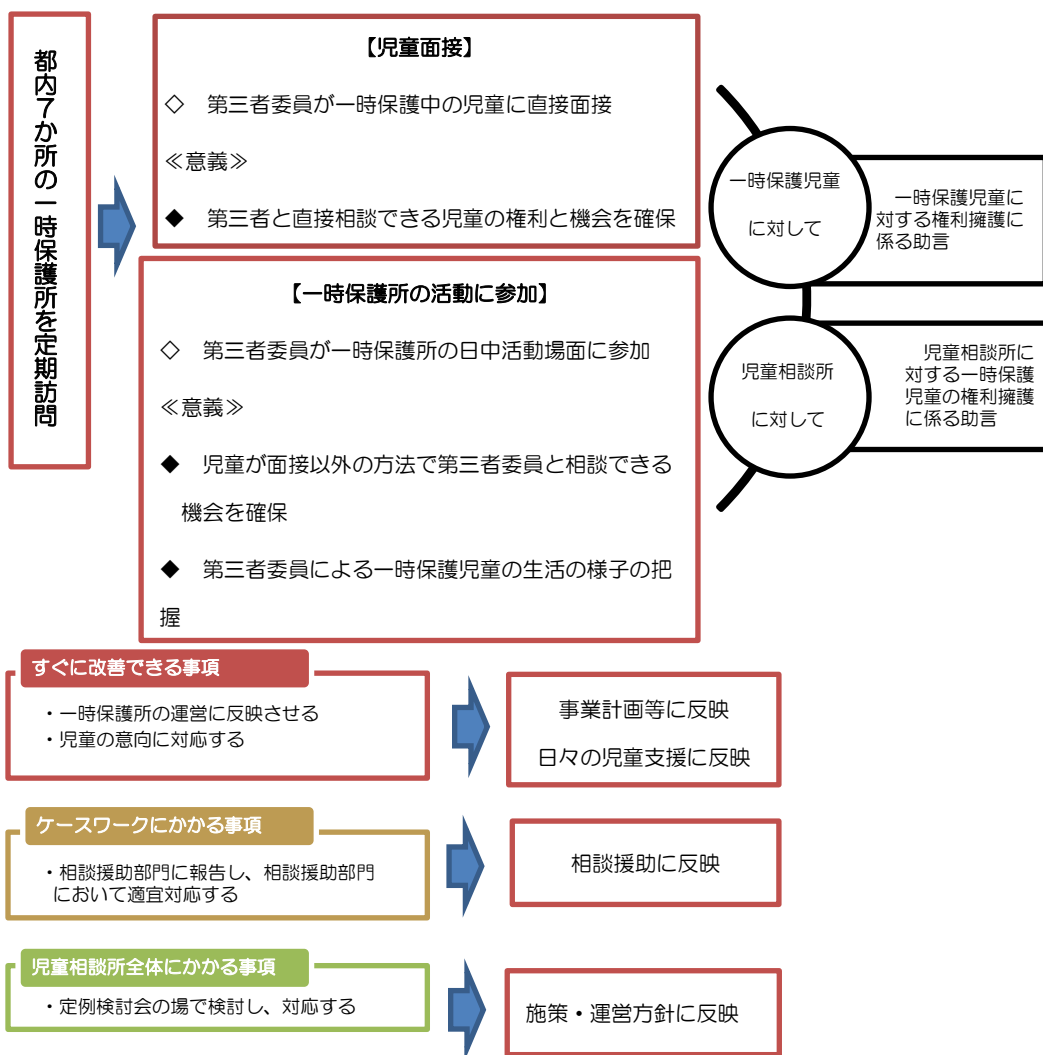
#### 【第三者委員の設置】

児童からの相談にあたっては、社会性や客観性を確保するとともに、入所児童の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、公平・中立的な立場の第三者委員を置く。

#### 【第三者委員の役割】

第三者委員は児童から直接相談を受け、その対応について児童又は一時保護所職員等に専門的知見に基づく助言を行うとともに、児童との交流を通して一時保護所の日常的な生活の様子を把握する。

### 第三者委員の活動



## 第2章 今後の取組

### 支援の基本的な考え方

一時保護所は、援助方針を決定するまでの期間、安全・安心な環境を児童に提供しつつ、さらに一人ひとりの児童の特性や保護に至る経緯に応じた支援を行うものであり、児童の最善の利益が常に考慮されなければなりません。

[ 日本国憲法 第13条（個人の尊重） ]

[ 子どもの権利条約 第3条（子どもの最善の利益） ]

[ 児童福祉法 第1条（児童の福祉を保障するための原理） ]

都の一時保護所では、おおむね2歳から18歳までの児童を対象としています。

また、保護された児童は、主訴別にみると、虐待を受けた児童が最も多く約6割、非行行為を行った児童は約3割、その他が約1割となっています。

中には、粗暴・非社会性などの課題を抱える児童や、必ずしも自身の保護に十分納得していない児童、虐待などにより心が傷つき、自己肯定感や大人への信頼感が低い児童、発達障害や愛着形成上の課題、PTSD等を抱えている児童なども入所しています。

このような様々な背景を持った児童が日々入退所しており、保護児童の構成も常時、変化しています。

本検討会では、こうした一時保護所の特性も踏まえ、その生活に必要な要素について、次の5つに整理しました。

#### 【基本的な生活環境】

一時保護所において児童が心身ともに健康に過ごせるよう、安全で衛生的な住環境のもと、清潔な衣類、栄養のバランスのとれた食事、入浴、健康・服薬管理、アレルギー対応など、安全・安心を支える基本的な生活環境の提供が必要です。

#### 【規則正しい生活日課】

健全育成の観点から、学習や運動など児童の発達段階に応じた規則正しい生活日課の設定が必要です。生活日課を通じて生活リズムを回復することが必要であり、あわせて、児童の状況をみながら、日常生活の動作や基本的な生活習慣を習得することにより、達成感や自己肯定感を高める取組も必要です。

[ 子どもの権利条約 第27条（生活水準の確保） ]

[ 子どもの権利条約 第28条（教育を受ける権利） ]

### 【落ち着いた集団生活】

様々な背景を持つ児童がともに過ごす一時保護所の特性を踏まえ、一人ひとりの児童の権利擁護に関することや生活上のルール必要性などを児童に丁寧に説明し理解を得ることで、すべての児童が落ち着いた集団生活を送れるようにすることが必要です。

### 【個別的な支援】

職員と児童が落ち着いた環境の中で個別に関わる機会も必要です。具体的には、児童との会話による信頼関係の構築や、情緒面の課題等から集団生活に適應することが困難な児童への対応、問題行動があった際の個別的な対応、さらに心が傷ついた児童への心理ケアなどが挙げられます。

### 【リラックスできる時間、外出、行事】

規則正しい生活日課の中でも、児童同士の談笑やテレビの視聴など、リラックスできる時間や自由に遊ぶことができる時間が必要です。加えて、気分転換を図るための定期的な外出の機会や、夏祭りや体育祭といった行事などによる楽しみや達成感を得る機会を設けることも必要です。

[ 子どもの権利条約 第 31 条 (休息、余暇及び文化的生活に関する権利) ]

一時保護所における、こうした生活要素、生活場面の全てのプロセスにおいて児童の権利が守られなければならないこと、そして、児童へのあらゆる支援のベースとして、職員が児童の気持ちを受容しながら、児童との信頼関係を構築することが重要であることを改めて認識しなければなりません。

特に「規則正しい生活日課」、「落ち着いた集団生活」との関連においては、児童の権利擁護の観点から、「ルールはそもそも児童の権利を守るためにあり、必要最低限にとどめるもの」との認識を常に持つことが必要です。また、「児童への説明と理解」、「児童からの意見表明」も、あらゆる場面で大切にしていかなければならない視点です。

[ 子どもの権利条約 第 12 条 (意見表明権) ]

さらに、児童と職員との信頼関係については、1対1の個別的な支援での場面はもとより、日常的な関わりや声かけなど生活のあらゆる場面を通じてその構築に努めることが必要です。この信頼関係の構築こそ、児童の安心感を支える基礎となるものです。

また、日々、様々な背景をもつ児童が入退所する一時保護所では、ややもすると事故やトラブルが起きないように、生活上の「安全」に力点が置かれがちになりますが、児童自身の感じ方や捉え方である「安心」にも常に心を配り、日常的に児童の気持ちに寄り添う支援を心がける必要があります。

本検討会では、こうした支援の基本的な考え方をベースに、先の第三者委員からの意見や令和元年7月29日付厚生労働省子ども家庭局長通知に例示された項目も踏まえて、「児童に対する支援力の向上」、「児童が安心を実感できる環境づくり」、「個別的な支援のあり方」、「学習環境の充実」、「余暇活動・外出の充実」、「私物所持のあり方」、「改善につなげる仕組みづくり」、「ケースワークとの連携強化」の8つをテーマとして取り上げています。

検討会の議論では、先述した生活の様々な場面での権利擁護の保障、信頼関係の構築に加え、支援の具体的な視点として、アセスメントや心理教育など心理的アプローチの強化、支援力アップのための職員の研修やメンタルヘルスなどを重視し、それぞれの項目において「今後の方向性」を取りまとめました。

これまで現場が積み上げてきた工夫や努力を大切にしつつ、新たな視点や手法を取り入れながら、一時保護所における支援の改善を続けることにより、児童への安全・安心な環境の提供、一人ひとりの児童への丁寧な支援を実現していきます。

■ 日本国憲法

第13条（個人の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

■ 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

第3条（子どもの最善の利益）

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第12条（意見表明権）

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について



自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### 第27条（生活水準の確保）

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

#### 第28条（教育を受ける権利）

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
  - a 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
  - b 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
  - c すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
  - d すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
  - e 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第31条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

#### ■ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

##### 第1条（児童の福祉を保障するための原理）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

■ 一時保護ガイドライン（平成 30 年 7 月 6 日 厚生労働省子ども家庭局長）

I ガイドラインの目的（抄）

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。しかしながら、子どもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があることに加え、子どもの安全確保に重きが置かれ、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。

このため、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うことが重要である。

平成 28 年 6 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）により、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。

また、平成 28 年児童福祉法等改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2 日）においては、平成 28 年児童福祉法等改正法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示された。

このような一時保護は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。本ガイドラインは、現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示すものである。

## 1 児童に対する支援力の向上

### <現状と課題>

- 一時保護所では、日々、様々な背景をもつ児童が入退所するという特性を踏まえた上で、児童一人ひとりの状況に応じた、丁寧な支援が必要です。
- 不安を感じている児童や、他児童との関わりになじめない児童、情緒が安定しない児童などについては、職員が個別に話を聞く機会を設けるなど丁寧に関わるとともに、必要に応じて居室の変更や心理ケアなどを実施しています。
- また、集団生活の中での児童間の暴言・暴力や仲間はずれなどの問題が発生しないよう、児童の状況を丁寧に観察し、職員からの声掛けや、児童を交えた話し合いなどを行っています。
- その他、各一時保護所が支援力を向上させるため、次の取組を行っています。
  - ・ 児童の状況について職員間で情報共有を徹底するとともに、日々の児童との関わりを互いに振り返ることで支援の改善につなげています。
  - ・ 児童と愛着関係を築くスキルを学ぶ CARE（Child-Adult Relationship Enhancement）プログラムの研修を職場全体で受講するなど、児童との関係づくりの能力向上や、保護所に入所している児童の特性と支援方法について理解を深めるよう取り組んでいます。
- 一方で、児童間でのトラブルを防止することを重視するあまり、職員の対応が画一的・管理的になり、児童の特性に配慮した個別の対応が十分にできていない面もありました。
- 児童一人ひとりに適切に支援を行うためには、日ごろの行動観察に加え、心理学的アプローチ等をこれまで以上に活用したアセスメントが求められます。
- また、トラウマを抱えた児童と直接仕事をする立場にある専門職は誰でも、二次受傷\*（二次的なトラウマストレス）の危険にさらされ、無感覚や孤立感を感じ、否定的で悲観的になるとの考え方がありますが、こうした職員自身のメンタルヘルスに対する理解を深める必要があります。

#### ※ 二次受傷（二次的トラウマストレス）

- ト라우マを抱えた子供たちと直接仕事をする立場にある専門職は誰でも、二次的なトラウマストレスの危険にさらされている。
- 心的外傷後ストレス障害(PTSD)の症状に似ており、過覚醒になってピリピリしたり、無感覚や孤立感を感じたりし、否定的で悲観的になる場合もある。
- このような症状を経験している職員は、子どもや同僚に短気になったり、時には他の人には無害に思えることに反応したりする。
- ト라우マにさらされることは、トラウマを負った子供に対応する仕事のリスクでもある。
- このリスクを解消するには、職員が、自分自身も間接的にトラウマにさらされている危険性について、認識を得ることが重要とされている。
- 二次受傷が起きやすい現場では失敗にばかり目が行きがちで、成功事例は見過ごされやすい。
- 子供の成長や同僚からの感謝・評価など達成感を得ることは、トラウマストレスを緩和する重要な要素である。

※ 複数の研究によると、トラウマを負った集団で働いている職員では6%から26%、児童福祉職員では最大50%が、二次受傷のリスクが高い。

出典：<https://www.nctsn.org/trauma-informed-care/secondary-traumatic-stress/introduction>

#### <今後の方向性>

全ての児童が、一人ひとりの状況に応じた、丁寧な支援を受けられる環境の実現には、一時保護所のあらゆる場面において職員の支援力の向上が必要となります。

#### 【一人ひとりの児童への日常的な支援の充実】

- 職員と児童一人ひとりの個別の関わりの充実に向け、一時保護所の更なる体制強化を図っていきます。
- 児童の一時保護所での生活が自己肯定感や大人への信頼感を高める機会となるよう、福祉職と心理職、看護師、学習指導員など一時保護所の全ての職員が連携しながら、日課の内容や児童への関わり方を常に振り返り、見直しを不断に行っていきます。
- 児童が抱えるトラウマや愛着形成などの課題に着目したアセスメントシートや、児童への対応経過をわかりやすく示し児童の特性について職員間での共有を図るためのツールなどの導入を新たに検討します。

- 虐待等による深い傷を抱えた児童への支援力を高めるため、一時保護所における心理ケアの充実を目指します。

#### 【職員の対応スキルの向上】

- 一時保護所職員に対して、事例検討など保護所独自の具体的な研修を通じて、対人援助技術の向上を図ります。また、発達障害、愛着形成、トラウマ、アンガーマネジメント等に関する研修を実施し、対応スキルを向上していきます。
- ローテーション勤務の一時保護所職員は研修機会の確保が難しいことから、講師が一時保護所に赴く出前研修など、一時保護所職員の実情に合った研修を実施します。
- 他の一時保護所や相談援助部門、児童養護施設等への体験研修を行い、他施設での児童の生活や児童と職員との関わり、ケースワークの進め方などを学ぶことにより、一時保護所での児童の支援力の向上に活かしていきます。
- 職員のスキル向上のためには、実際の児童との関わりの中での、きめ細かいOJTが不可欠です。保護所職員の育成や対応困難な児童への支援について助言指導をする体制を整備していきます。

#### 【職員のメンタルヘルスの維持・向上】

- 児童一人ひとりへのきめ細かな支援を行うためには、支援を行う職員が精神的にゆとりをもって児童に接することが必要です。二次受傷の関連情報を職員間で共有するほか、セルフケア研修の実施や、自らのメンタルヘルスの状況を把握するためのチェックリストの活用などのセルフケアを行っていきます。
- 産業医による面接、共済組合の精神保健相談員による巡回面談等のメンタルヘルス支援等を活用し、精神的な負担の軽減を図っていきます。
- 二次受傷など、誰もがメンタルヘルスが低下する可能性があることを互いに認識し、フォローし合う職場環境を築くとともに、一時保護所の体制強化を図っていきます。

## 2 児童が安心を実感できる環境づくり

### <現状と課題>

- 一時保護される児童は、生活環境の激変などにより精神的に不安定な状態にある場合が多いため、このような状態を的確に把握し、一時保護所の生活において安心が実感できるような支援を行うことが必要です。
- 一時保護所に入所する時などに、一人ひとりが大切な存在であること、安心して生活できる権利があること、困っていることは大人に相談できることなどを丁寧に説明しています。
- 児童一人ひとりの特性を踏まえた声掛けや関わりをしていくことで、時間が経つにつれて、多くの児童が落ち着きを取り戻して生活しています。
- 集団生活において児童同士が会話をすることは、本来自由であり自然なことです。  
ただし、児童間のいじめやからかいなどにつながるような会話はしないように配慮しています。また、退所後のトラブルを防止するため、一時保護に至る経緯や居住地の特定につながる情報など、プライバシーに関する会話はしないこととしています。  
しかしその結果、児童が自由な会話が禁止されていると感じ、アンケートや第三者委員の面談などで不満を訴えることがあります。
- そのため、児童への声掛けの仕方やルールの説明を丁寧にするなど、職員の意図がしっかりと伝わるように努め、場面に応じて児童が安心して会話や生活ができるような雰囲気づくりを行っていく必要があります。
- 食事の時間については、職員も交えて和やかに会話をしながら食事をする保護所がほとんどですが、職員が落ち着いた雰囲気を求めるあまり、児童が会話をしづらいつと感じる保護所もあり、改善が必要となっています。

## ＜今後の方向性＞

### 【新たな研修の実施】

- 児童一人ひとりの特性を踏まえた声掛けや関わりにより、インテーク（※）時から日ごろの生活場面に至るまで、これまで以上に児童が安心を実感できるよう、接遇や児童とのコミュニケーションのスキル、児童の権利擁護への意識を高める研修を新たに実施します。  
※児童に対して、一時保護所における生活の動機付けや保護所の機能と役割の説明を行う。

### 【一層の支援の改善】

- 職員が児童の意見や気持ちを直接聴くことができる関係づくりを引き続き大切にしていきます。また意見箱やアンケート、第三者委員が児童から聞き取った意見なども踏まえ、日課の見直しなど一層の支援の改善に取り組みます。
- 児童への関わり方について、日ごろから職員が互いに意見を述べ合い、相互に支援の質を高め合うような環境づくりに取り組みます。
- 児童同士が相手を尊重してプライバシーに関する話を控えるよう、入所時や生活の中で丁寧に説明していきます。説明にあたっては、児童が会話を禁止されていると誤解が生じることがないように留意します。
- 食事の時間については、限られた職員体制の中でも、温かい雰囲気により楽しむことができるよう、小グループによる会食などの工夫をしていきます。
- 保護児童にきょうだいがいる場合には、児童の希望に応じて、きょうだいで過ごせる時間を設けます。

### 【児童への心理教育の充実】

- 集団生活の中で互いを尊重し安心感をもって生活ができるよう、児童を対象に、人との関わり方や感情のコントロールなどについての心理教育を充実します。

### 【小集団化の検討】

- 児童間での暴力やいじめなどが起きてしまった場合にも、すぐに職員が対応できる体制を確保するとともに、こうした事態を未然に防止できるよう職員体制の充実や、児童の小集団化を検討します。

- 児童のプライバシーを守り、ひとりで落ち着いて過ごせる空間を確保するため、施設改修等に合わせ、居室の個室化を進めていきます。



### 3 個別的な支援のあり方

#### <現状と課題>

- 一時保護所の生活は、集団による活動が基本となります。日課による諸活動や行事等を通して、児童一人ひとりが安心し、集団の安定が図られるよう支援しています。
- 一方で、情緒が著しく不安定になったり、他の児童との集団生活に苦痛を感じるなど集団生活に適応困難な児童については、集団と離れることで安定した生活を送ることが望ましい場合があります。
- また、暴言・暴力など重大なルール違反や自傷行為を行った児童については、他児の安全・安心の確保と児童自身の情緒の安定のため、集団から一時的に分離をせざるを得ない場合があります。
- このように、集団から分離して個別的な支援を行うことは、状況に応じて必要です。
- 個別的な支援は、児童の心情を理解すること、適切なアドバイスを与えることなどを目的として、職員が友好的な関係の中で個別に話す機会を持つことを基本としています。
- これまで重大なルール違反をした場合には、個別的な支援の一環として、集団から離れて振り返りを行う「個別指導」を実施してきました。「個別指導」により児童が自分自身と向き合い、職員との関係が深まることもありましたが、その一方で、書写、運動、清掃など児童が取り組む課題の内容や、3日程度とする指導期間などが画一的であるとの指摘もあり、児童によっては、「個別指導」は懲罰であると受け止めてしまう例もありました。

## <今後の方向性>

### 【「個別生活」の実施】

- 他の児童との関係に馴染めないなど、集団生活を送ることが困難な児童や受験等を控えた児童などに対しては、集団とは離れたスペースで、可能な範囲で集団と同様の日課を行う「個別生活」を引き続き実施することとします。

### 【「個別支援プログラム」の実行】

- 重大なルール違反をした児童に対し、画一的に行っていた「個別指導」は廃止します。今後は、自身や他の児童の安全・安心を脅かすような行為があった際には、同様の行為が繰り返されることのないよう、児童の抱える課題やそうした行為の心理的背景を丁寧に把握した上で、必要な支援内容を組み立てる「個別支援プログラム」を作成し、実行していきます。

- 「個別支援プログラム」は、児童自身の課題への気づきや、大人への信頼感を高めることなどを通じ、生活の立て直しができるよう支援していくものであり、決して、ルール違反に対する懲罰として画一的に行うものではありません。

- 「個別支援プログラム」が効果的かつ適切に実施されているか、組織内で定期的に確認を行い、より効果的な支援となるよう検討していきます。

### <「個別支援プログラム」の運用について>

- 児童の抱える課題やその背景、特性等を踏まえ、その都度、効果的な支援プログラムを作成していきます。
- 例えば、他の児童への暴力行為があった場合には、クールダウン、個別面接、ルールを守ることへの理解を深めるワークやアンガーマネジメントなどの心理教育などを組み合わせて実施します。
- 個別の面談を行うことのみで支援の効果が見込まれる場合には、「個別支援プログラム」は行わないこととします。
- 内容や期間は、所内で協議の上、所長（課長）が決定することとします。
- 児童に対しては、「個別支援プログラム」を行う理由や目的、日課などについて十分に理解できるよう丁寧に説明し、児童の同意を得た上で実施します。
- 開始する際には、相談援助部門の担当児童福祉司・心理司にその旨の報告を行い、必要に応じて協力を得て実施します。

## 4 学習環境の充実

### <現状と課題>

- 一時保護所の児童は、虐待等からの安全確保の必要性や、在籍校が遠距離であること、職員体制の課題等から、学校への通学が困難であるため、各一時保護所に、教員免許を有する学習指導職員を配置し、小学生以上の児童に対して学習支援を行っています。
  
- 学齢児の入所時には、プリントによる「学習進度調査」を実施して個々の基礎学力を把握するとともに、その後は、児童の学力に見合う教材を用いて、学力の向上を図っています。
  
- 受験を控えた児童等には、可能な範囲で、通常の学習時間以外にも学習指導職員が中心となり個別の学習支援を行うほか、必要に応じ自己PRカード記入のアドバイスや模擬面接なども行っています。
  
- その他、各一時保護所が、工夫により、次の取組を行っています。
  - ・ 定期的に確認テストを行い、学習の理解度と児童の希望を踏まえ学習内容を変更する等、個別のニーズに応じた学習指導を行っています。
  - ・ 通常の学習時間に限らず、児童の希望に応じ、余暇時間を利用した自主勉強に対応しています。
  
- 一方で、幅広い年齢の児童が入所していることや、集団の年齢構成も日々変化することから、学年別のクラス分けを行うことや、それぞれの児童の学力やニーズに合った学習指導を行うことが難しい場合もあります。また、小集団に分けた学習指導が十分に実施できていません。

## ＜今後の方向性＞

### 【児童の意向に合った支援や多様なニーズへの対応】

- 保護児童が退所後に円滑に学校生活に戻れるよう、また、新しい進路に向けて児童の意欲を引き出せるよう、引き続き福祉職と学習指導員とが連携協力し、児童の学力の向上を図っていきます。
  
- 通学については、児童の安全が図られる場合には、児童の意向を踏まえ、学校に近い養育家庭や児童養護施設等への一時保護委託を検討します。高校生については、通学が可能な状況である場合は保護所からの通学を引き続き支援します。また、定期試験の受験等について在籍校と連携するなど、児童一人ひとりの状況に応じた支援をしていきます。
  
- 少人数での学習指導や、児童一人ひとりの学力に応じたよりきめ細かい学習指導、ニーズの高い教科（理科や社会等）・専門性の高い教科（音楽等）の学習指導に関し、ICTや外部講師の活用を図っていきます。
  
- 学習でのタブレットの活用に向けて、Wi-Fi等の環境整備を検討していきます。また、各所の状況に応じて、学習アプリや教育コンテンツの利用を検討していきます。
  
- 幼児の日中活動についても、保護に至るまでの所属（保育園・幼稚園等）に準じた、「保育」「幼児教育」のプログラムの導入や、リトミックや体操等を指導する外部講師を活用するなど、幼児支援の充実を図っていきます。
  
- 中学卒業後の児童等からの要望がある場合には、就労自立に向けた資格取得（介護関係の資格、原動機付き自転車の免許、危険物取扱者の資格等）などへの学習支援も充実していきます。

## 5 余暇活動・外出の充実

### <現状と課題>

- 一時保護所での生活で、児童の行動制限を行うことができるのは、児童の安全を確保し、一時保護の目的を達成するために必要な限度となっています。現状では、児童の外部との接触や自由な外出を基本的に制限しており、この生活環境に閉塞感を感じる児童も少なくありません。
- 児童に対しては、一時保護の目的を達成するために外部との接触や自由な外出を制限することを丁寧に説明し、理解を得ることが重要です。
- 一時保護所では、遊びの時間などの余暇活動や外出により、児童のストレスを軽減し、生活に潤いを持たせ情緒の安定を図っています。また、行事等を通して、他者と協力したり達成感を得たりする機会を作るよう努めています。
- 幼児については、近所の公園などに出かけることを日課とするなど、児童の安全確保を前提に外出を行っており、学齢児についても、外出や運動の機会を多くするよう努めています。外出に当たっては、近隣の図書館、体育館、グラウンド、学校のプール、文化ホール、消防署等、地域資源を活用しています。
- ひな祭りや端午の節句、七夕など様々な行事を企画し、毎日の日課に色彩を与えるとともに、みんなで活動する楽しさを経験できるようにしています。
- その他、各一時保護所が、工夫により、次の取組を行っています。
  - ・ 所内外でのレクリエーションの際に、児童が創意工夫することによる満足感や達成感を実感できるよう、準備段階から児童が参加するなどの工夫をしています。
  - ・ 地域のグラウンドや体育館を利用しながらソフトボールを行っており、所内での大会や地域のチームとの試合を実施しています。
  - ・ 余暇時間は児童の希望に応じ、レゴブロックやDVD鑑賞、自主勉強まで、好みに応じて過ごせるよう配慮しています。
  - ・ 外部講師やボランティアを活用して、初釜(茶道)、落雁づくり、英会話(外国人講師)などを行っています。
  - ・ 清掃活動などの地域ボランティア活動を定期的実施しており、活動後は、新聞の製作等により関係機関へ報告し、地域住民から感謝の言葉を受けるなど児童にとって大切な経験となっています。

- 一方で、児童の気分転換を図り、楽しみや多様な経験を得る機会として、余暇活動・外出のさらなる充実が必要です。
- また、余暇活動のための漫画・CD・DVDなどについて、現場では児童の要望にできるだけ応えようと努めています。

### <今後の方向性>

#### 【児童のニーズに応える取組の実施】

- 外出行事などの特別な取組に限らず、児童がくつろげる時間をこれまで以上に増やすよう努めていきます。
- 児童福祉司・児童心理司などが、児童一人ひとりの状況を見ながら、面会や通院等の機会も使い個別の外出や外食を実施するなど、集団生活から離れて気分転換を図る機会を充実していきます。
- 民間バスや外部人材の活用により、郊外の公園・施設への外出や年齢ごとのグループでの活動など、外出・行事の充実を図ります。
- 各所の状況に応じて、音楽や動画の配信サービス、電子書籍、検索サイト等の安全な環境での利用について、検討していきます。

## 6 私物所持のあり方

### <現状と課題>

- 児童福祉法では、一時保護所において、児童相談所長は児童の所持物のうち、児童の福祉を損なうおそれがあるものを保管することができる定められており、それ以外の所持物は児童が自由に使えることが原則であると考えられます。
- 一方、集団で生活を送る一時保護所では、プライバシーの保護と他の児童に差別感を与えない配慮も必要であり、また、紛失や破損のおそれもあることから、私物の持ち込みの範囲を、眼鏡、処方された薬、教科書等の学習教材などに限定してきました。
- 一時保護所では、清潔な衣服や寝具等の生活用品に加え、学齡児にはノート、筆記具といった学習用具を貸与または支給しており、入所児童は貸与物品等で生活しています。
- しかし、これまでの生活から切り離され一時保護所に入所する児童にとっては、思い入れのあるものや使い慣れたものを所内でも使用することで、不安の軽減や心の安定が図られることがあります。
- これまでも入所時に持参したぬいぐるみを手放したくない、大切な手紙やお守りを手元に置いておきたいなどの要望を強く訴える児童に対しては、事情の許す範囲で個別に対応をしてきました。
- ただ、こうした個別の対応では、その時々保護所の入所の状況によって対応にバラつきが出てしまう場合もあり、私物所持のルールについては、児童の権利擁護の観点から、あらためて検討する必要があります。

## ＜今後の方向性＞

### 【一定のルールのもとでの私物の持ち込み・私服の着用】

- 児童が安心できる環境を提供する観点から、一時保護所職員や児童福祉司が児童の希望を丁寧に聞きとり、心理的に大切なものを持ち込めるようにします。今後、持ち込んだ私物の置き場所や扱い方、持ち込み可能な数量など一定のルールづくりを行います。
- 私物の持ち込みは、破損や紛失の可能性のあることを説明し児童や保護者が納得した上で行います。持ち込みができないものについては、児童の私物への愛着や思いに共感しつつ、丁寧に説明します。
- 私服についても、私物と同様の手続きや一定のルール（肌の露出が過度であるなど集団生活に馴染まないものは不可とする等）のもと着用できるようにします。あわせて、保護所が用意する衣服については、可能な限り、児童の希望に応じたものとなるよう努めていきます。
- また今後、居室の個室化を段階的に実施した際には、私物や私服の持ち込みについて更に検討をしていきます。
- なお、児童の居場所が特定されるなど保護の目的を損なうおそれのあるスマートフォンや危険物等の持ち込みについては、保護児童の安全・安心のため、引き続き預かるものとし、児童に対して持ち込めない理由を丁寧に説明します。



## 7 改善につなげる仕組みづくり

### <現状と課題>

- 一時保護所の生活の質を向上させるためには、児童の気持ちを丁寧に聴きながら、改善の取組を継続して行うことが必要です。
  
- 日々の児童との会話やアンケートなどによって児童の意向を把握し、支援方法の見直しなどに反映させるよう努めています。  
また、平成30年度から第三者委員制度を導入し、委員との個別面談で保護所での生活に関する意見を表明できるようにしています。
  
- さらに、令和元年9月からは、意見箱を設置し、いつでも匿名でも意見を投函できる仕組みを整えています。同時に「入所時の髪染め（黒染め）や散髪は行わない」、「食事について無理な完食指導は行わない」とした改善の取組を開始しました。
  
- 児童の主な意見は、食事や自由時間、学習、職員への要望などであり、職員会議等にて全体で共有、検討した上で、日課の改善や書籍の購入などにつなげています。
  
- また、平成28年度から全所で本格実施している外部評価における指摘事項等を、一時保護所の運営に活かすように取り組んでいます。
  
- その他、各一時保護所が、工夫により、次の取組を行っています。
  - ・ 毎週テーマを決めて、児童にルールを説明し、児童から質問を受ける時間を作っています。また、必要に応じてルールを見直しています。
  - ・ 児童が主体となり、より良い生活に向けてルール選定会議を実施しています。一部の児童の考えに偏ったものにならないように職員が配慮しますが、基本的には児童の自発的な発言を尊重しています。
  - ・ ルールや約束事の改善・廃止について職員がいつでも書き込むことができる公務室に設置した意見ボードや、職員へのアンケートに書かれた意見をもとに、生活の質の向上を図っています。
  - ・ 所内PTを立ち上げ、児童の支援で改善が必要な点について討議を行い、ルールの変更などに取り組んでいます。
  - ・ 所内研修として、職員を講師とした講義（児童福祉のほか、福祉全般・医療保健・教育・心理分野）と困難事例検討について実施しています。

### ＜今後の方向性＞

#### 【児童や職員からの意見を改善につなげる仕組みの構築】

- 日々の児童との関わりで受けた児童の意見や、意見箱やアンケートによる児童の意見、第三者委員の意見や外部評価結果等について、必要に応じて随時改善策を検討して、適宜児童へ説明していきます。
  
- 一時保護所のルールに関する児童と職員との意見交換を定期的を実施し、職員から丁寧にルールの説明をするとともに、ルールの必要性等について児童と一緒に考える機会を充実していきます。
  
- さらに、児童や職員からの改善要望について議論する職員会議や、児童支援に関する好事例や課題などを共有する事例検討会を引き続き実施し、改善に向けて取り組んでいきます。
  
- 各所における生活の質の向上に向け、今後とも不断に改善の取組を行っていきます。

## 8 ケースワークとの連携強化

### <現状と課題>

- 一時保護された児童は、自分の今後に、日々不安を感じながら生活していません。
- 一時保護所では、個々の児童の意向や気持ち、生活状況等について、タイムリーに担当の児童福祉司や児童心理司に連絡するなど、相談援助部門との連携を図りながら、ケースワークが速やかに進むように努めています。
- また、児童から児童福祉司や児童心理司との面接の希望があった場合や、面接の間隔が空いている場合には、相談援助部門に速やかに連絡をしています。
- その他、各一時保護所が、工夫により、次の取組を行っています。
  - ・ 家庭復帰が決まった児童の親に対して、児童福祉司が一時保護所での生活状況などについて説明することに加え、一時保護所職員も協力しながら、児童の行動特性及び一時保護所での対応方法を伝える機会を設けるようにしています。
  - ・ 一時保護が長期化している児童については、児童福祉司や児童心理司が面会の際に外出や外食等を可能な範囲で実施し、児童の気分転換を図っています。
- しかしながら、保護日数が長期化する場合や、先の見通しが立たない場合、児童福祉司・児童心理司の面会の回数が必ずしも十分ではない場合などで、先行きへの焦りや不安を募らせる児童もみられます。

### <今後の方向性>

#### 【児童と児童福祉司・児童心理司とのコミュニケーションの充実】

- 一時保護児童と児童福祉司・児童心理司との面会の機会を増やし、コミュニケーションを充実させることができるよう、相談援助部門の更なる体制強化を図っていきます。
- 児童福祉司や児童心理司など様々な職種が連携しながら、少なくとも週1回の児童との面会や、休日夜間に入所した児童への速やかな初回面会・対応を実施できるよう努めていきます。また、児童の先行きへの焦りや不安を軽減するため、ケースワークの状況を適宜児童に情報提供するよう、引き続き努めて

いきます。

- 児童福祉司・児童心理司などが、児童一人ひとりの状況を見ながら、面会や通院等の機会も使い個別の外出や外食を実施するなど、集団生活から離れて気分転換を図る機会を充実していきます。（再掲）
- 児童福祉司・児童心理司と児童とのコミュニケーションは直接の面会が基本ですが、ケースごとに必要性和適切さを十分に検討し、電話やテレビ会議システムを補完的に活用していきます。

#### 【一時保護所と児童福祉司・児童心理司とのコミュニケーションの充実】

- 一時保護所から児童福祉司に対して、児童の状況を適宜適切に伝えます。また、児童福祉司から一時保護所へは、児童の援助の方向性に係わる情報を速やかに伝えるなど、常に相互の意見交換を行い、効果的な援助ができるように引き続き努めます。
- 一時保護所での児童の状態を心理的な観点から丁寧に把握し、担当児童心理司と迅速に共有することにより、心理ケアなど支援の充実を図っていきます。

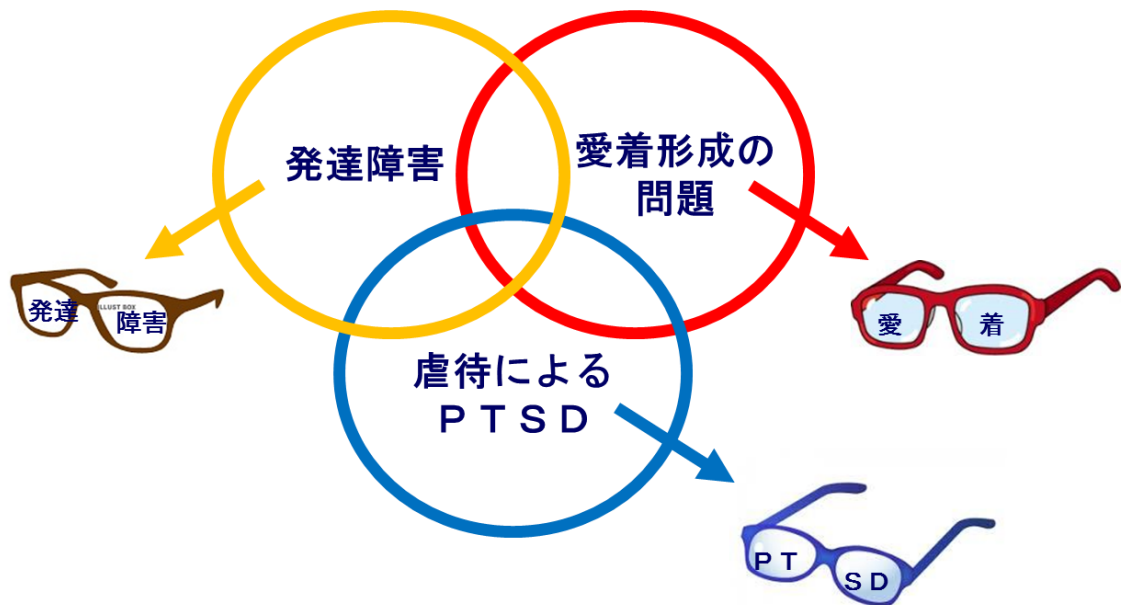
#### 【保護日数の短縮化への取組】

- 一時保護の期間は可能な限り短期間にとどめることが望ましいことから、丁寧かつ迅速なケースワークを行っていきます。あわせて相談援助部門の更なる体制強化を図っていきます。
- 児童福祉法では一時保護の期間は2か月を超えてはならないと規定されており、全ての一時保護ケースについて、毎週、進行管理を徹底するとともに、3週間以内に一時保護解除後の援助の方向性を決定し、速やかな退所に向けて、引き続き組織的に取り組んでいきます。

## 參考資料

## 1 課題を抱える児童の特徴を踏まえた対応

課題を抱える児童それぞれに特徴がないか、注意して観察するメガネを持ち、その特徴を踏まえた適切な対応を取る必要がある。



児童の見立て	定義	望ましい対応
発達障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>ADHD ＝不注意、多動衝動性</li> <li>ASD(自閉症スペクトラム) ＝興味の偏り、社会性の困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的で明確な指示</li> <li>一貫した対応</li> <li>構造化</li> </ul>
愛着形成の課題	<p>児童が不安や恐怖などネガティブな感情を感じた時に養育者に近づくことで安心安全を回復する 心理社会的発達課題で、通常3歳までに達成される</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>好ましい行動に対して肯定的に注目して褒める</li> <li>不安や恐怖を感じた時に敏感に反応して共感する</li> </ul>
虐待による PTSD	<p>暴言暴力や性被害などのトラウマ体験により、想起（フラッシュバック）や回避、過覚醒などトラウマ関連症状を認める</p>	<p>児童の行動とトラウマとの関連に注目し、児童や周囲と共有した上で対応を統一する</p>

## 2 一時保護所アセスメントシート（例）

行動観察	総合所見
<p style="text-align: center;"><b>PTSD 関連</b></p> <p><input type="checkbox"/> 感情の反応が状況に見合わず過激 例) ちょっとしたことで激怒する</p> <p><input type="checkbox"/> 行動の反応が状況に見合わず過激 例) ちょっとした喧嘩ですぐに暴力</p> <p><input type="checkbox"/> ぼーっとしている、声をかけても無反応 例) 解離しているように見える</p> <p><input type="checkbox"/> 特定の状況を避ける 例) 暴力した父に似た男性職員を避ける</p> <p><input type="checkbox"/> いつもいらいらして 落ち着かない 例) テンションが高くおさまらない</p>	<p style="text-align: center;"><b>ACEスコア</b></p> <p><input type="checkbox"/> 身体的虐待      <input type="checkbox"/> 心理的虐待</p> <p><input type="checkbox"/> 性的虐待</p> <p><input type="checkbox"/> 身体的ネグレクト      <input type="checkbox"/> 心理的ネグレクト</p> <p><input type="checkbox"/> DV目撃</p> <p><input type="checkbox"/> 親との別離 (死別、離婚)</p> <p><input type="checkbox"/> 家族の精神疾患      <input type="checkbox"/> 家族の犯罪歴</p> <p><input type="checkbox"/> 家族のアルコール依存か薬物依存</p> <p style="text-align: center;">* 4項目以上あり = 重篤</p>
<p style="text-align: center;"><b>愛着形成</b></p> <p><input type="checkbox"/> わざと大人の気をひく行動がある</p> <p><input type="checkbox"/> ぐずりだすと 切り替えが困難</p> <p><input type="checkbox"/> 相手によって態度を変える</p>	<p style="text-align: center;"><b>対応法</b></p> <p>保護中に有効であった対応 例) 視覚的に提示すると 支持に従いやすい</p>
<p style="text-align: center;"><b>発達障害</b></p> <p><input type="checkbox"/> 過去に ADHD と診断もしくは疑いあり</p> <p><input type="checkbox"/> 過去に自閉症スペクトラムと診断 もしくは疑いあり</p>	

## 一時保護所支援改善検討会名簿

	所 属	氏 名
1	少子社会対策部家庭支援課長	○ 竹 中 雪 与
2	少子社会対策部事業調整担当課長	宿 岩 雅 弘
3	児童相談センター次長	◎ 西 尾 寿 一
4	児童相談センター事業課長	青 山 佳 司
5	児童相談センター事業課児童福祉専門課長	大 友 桂 子
6	児童相談センター事業課児童心理指導専門課長	宮 野 敏 昌
7	児童相談センター相談援助課医長	小 平 かやの
8	児童相談センター治療指導課長	柴 崎 喜久代
9	児童相談センター保護第一課長	清 水 在三智
10	児童相談センター保護第二課長	平 塚 健 次
11	立川児童相談所長	鈴 木 香奈子
12	福祉保健局担当部長（江東児童相談所長事務取扱）	大 浦 俊 哉
13	八王子児童相談所長	前 川 広字見
14	足立児童相談所長	辰 田 雄 一
15	少子社会対策部家庭支援課課長代理（児童相談所運営担当）	江 口 慎一郎
16	児童相談センター保護第一課課長代理（保護推進担当）	斉 藤 眞 弓
17	児童相談センター保護第二課課長代理（西部保護担当）	水 嶋 恵
18	北児童相談所統括課長代理（児童福祉担当）	高 橋 章 友
19	品川児童相談所統括課長代理（児童福祉担当）	神 田 俊 安
20	立川児童相談所課長代理（保護第一担当）	高 島 正 博
21	江東児童相談所課長代理（保護推進担当）	山 本 ゆかり
22	八王子児童相談所課長代理（保護推進担当）	佐 藤 由美子
23	足立児童相談所統括課長代理（保護担当）	鈴 木 剛

### （オブザーバー）

- 永野・山下法律事務所 弁護士 山下 敏雅 氏
- 社会福祉法人子どもの虐待防止センター 評議員 臨床心理士 加藤 吉和 氏



## 一時保護所支援改善検討会の検討経過

開催回	開催日	検討内容
キックオフ	令和元年10月4日	○本検討会の目的の確認 ○基礎データの共有 ○検討事項の確認 等
第1回	令和元年10月24日	○問題行動に対する支援力の向上 ○個別指導のあり方①
第2回	令和元年10月31日	○問題行動に対する支援力の向上 ○個別指導のあり方②
第3回	令和元年11月11日	○余暇活動・外出 ○学習 ○ケースワーク①
第4回	令和元年11月29日	○余暇活動・外出 ○学習 ○ケースワーク② ○問題行動に対する支援力の向上 ○個別指導のあり方③
第5回	令和元年12月19日	○会話 ○私物の持ち込み ○改善の仕組み ○問題行動に対する支援力の向上 ○個別指導のあり方④
第6回	令和2年1月15日	○まとめ①
第7回	令和2年1月30日	○まとめ②